

会議録
令和2年第2回更別村議会定例会
第2日（令和2年6月11日）

◎議事日程（第2日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 意見書案第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件
- 第 3 意見書案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件
- 第 4 意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件
- 第 5 意見書案第5号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件
- 第 6 意見書案第6号 「国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める意見書の件
- 第 7 意見書案第7号 「公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないこと」を求める意見書の件
- 第 8 村政に関する一般質問
- 第 9 閉会中の所管事務調査の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		2番	上田幸彦
	3番	小谷文子		4番	松橋昌和
	5番	太田綱基		6番	安村敏博

◎欠席議員（0名）

◎地方自治第121条の規定による説明員

村長	西山	猛	副村長	西海	健
教育長	荻原	正	農業委員会長	道見	克浩
代表監査委員	笠原	幸宏	会計管理者	安部	昭彦
総務課長	末田	晃啓	総務課参事	女ヶ澤	廣美
企画政策課長	佐藤	敬貴	企画政策課参事	高田	大資

産業課長	本内秀明	住民生活課長	小野寺達弥
建設水道課長	佐藤成芳	保健福祉課長	新関保
子育て応援課長	石川亮	診療所事務長	酒井智寛
教育委員会 教育次長	小林浩二	農業委員会 事務局長	川上祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	高橋祐二	書記	高瀬大輔
書記	加藤廣衛		

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番、上田さん、3番、小谷さんを指名いたします。

◎日程第2 意見書案第2号

- 議 長 日程第2、意見書案第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、松橋さん。

- 4番松橋議員 意見書案第2号、提案理由を申し上げます。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提案理由の説明を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択をされました。

条約は、核兵器について非人道的な兵器であり、国連憲章などに反するものであると断罪し、核兵器は今や不道徳であるだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。

また条約は、核兵器保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の切望に応えるものとなっています。

2018年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、国際政治でも各国でも前向きな変化が生まれています。禁止条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の81か国、批准国は35か国となり、発効に必要な条件の3分の2を数えました。

被爆国として核兵器全面禁止のために真剣に努力するあかしとして、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めるため、別紙意見書を提出するものであります。

どうぞ賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案の理由といたします。

- 議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第2号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 意見書案第3号

○議 長 日程第3、意見書案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

6番、安村さん。

○6番安村議員 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の提出理由を申し上げます。

内容につきましては別紙をご参照いただき、要点のみ申し上げます。

義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1になったことで、定数内期限付採用や非常勤教職員が増加し、教職員定数の未充足などの状況が顕著になっている中、文科省は「学校における働き方改革や複雑化・困難化する教育課題に対応するため」として、2020年度分4,235人増の要求を行いました。しかし、8年間の教職員定数改善計画は実現されず、教職員定数増3,726人となり、教職員配置の見直し2,000人減を除いた改善数は1,726人の定数増にとどまりました。

子どもたちへのきめ細やかな教育のためにも、教職員定数を抜本的に改善するなど、教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。そのためには、「給特法・条例」を廃止するなどの法整備の見直しとともに、基礎定数法改善による「第8次教職員定数改善計画」の策定や、「30人以下学級」などの少人数学級の早期実現、全教職員による協力・協働体制による「学校づくり」を具現化するよう、今後も、自治体議会意見書などにより、各級段階から多くの声をあげていくことが必要でございます。

2017年9月に厚労省が発表した2016年の「国民生活基礎調査」では、依然として7人に1人の子どもが貧困状態にあります。また、2019年3月、文科省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で15.23%と7人に1人、北海道においては全国で8番目に高い21.04%と5人に1人が補助を受けている状況となっており、依然厳しい実態にあります。

このような状況にあるにもかかわらず、教育現場では、未だに地方財政法で「住民に負担を転嫁してはならない」としている人件費、旅費をはじめ、校舎等の修繕費がPTA会計などの私費から支出されている実態や、教材費などの私費負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体でその措置に格差が生じています。

さらに、生活扶助費の切り下げによる就学支援制度の改悪や「高校授業料無償制度」への所得制限、さらには「給付型奨学金」は対象者が限定されていることから有利子「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちが、返済に悩み苦しむなど、経済的な理由で進学・就学を断念するなど「教育の機会均等」は崩され、学習権を含む子どもの人権が保障されない状況となっています。子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しています。その保障のためには、国による教育予算の確保と拡充が必要です。

これらのことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実をはかるよう求め、別紙意見書を遠藤議員、上田議員、松橋議員、太田議員の賛同を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第3号 「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 意見書案第4号

○議長 日程第4、意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、織田さん。

○7番織田議員 意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

いま地方自治体には、医療・介護などの社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、より多様化・複雑化した行政需要への対応が求められています。しかし、現実に公的サービスを担う人材不足は深刻化しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害やそのための防災・減災対策の実施、また新たに発生している新型コロナウイルス感染症対策など、緊急な対応を要する課題にも直面しています。

とりわけ、新型コロナウイルス感染症に対しては、国の緊急事態宣言が出されるなど全国的に猛威を振るっており、いまだ収束の目処は見通せないどころか長期化が予想される状況になっています。このため、各自治体では感染拡大防止対策や地域経済対策などさまざまな対策が取られています。

しかしながら、4月30日に成立した2020年度一般会計補正予算において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」は成立しましたが、全国各自治体が必要とする財政需要に到底対応できるような規模には至っておりません。長期化が予想される新型コロナウイルス対策には、国の責任においてのさらなる追加予算措置を含めた対応が必要不可欠です。

一方で地方の財源対応の基本的な方向性については、政府はいわゆる「骨太方針2018」で、2021年度の地方財政計画まで、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保するとしています。

しかし、人口減少などともなう社会保障費関連、新型コロナウイルス感染にかかる継続的な対策を必要とする地方の財政需要に対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

このため、2020年度補正予算および2021年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、政府に以下の事項の実現を求めるため、別紙意見書を遠藤議員、上田議員、松橋議員、太田議員、安村議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案の理由といたします。

○議長 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見書案第5号

○議 長 日程第5、意見書案第5号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、上田さん。

○2番上田議員 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照していただき、要点のみ申し上げます。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは依然として厳しく、ワーキングプアと呼ばれる労働者は、道内でも給与所得者の24.3%に達しています。また、道内の全労働者216万人の内、51万人を超える方が最低賃金に張り付いている実態にあります。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けるこれら多くの非正規労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

経済財政運営と改革の基本方針2019において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」としています。北海道地方最低賃金審議会の答申書においても、全国平均1,000円に向けた目標設定合意を6年連続で表記しました。

最低賃金が上がらなければ、その近傍で働く多くの方の生活はより一層厳しいものとなり、新型コロナウイルス感染症が収束した際の個人消費にも影響を与え、北海道経済の停滞を招くことにつながりかねません。

2020年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずることを強く求め、遠

藤議員、松橋議員、太田議員、安村議員、織田議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。
これから本案に対する討論を行います。
討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。
これから意見書案第5号 2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見書案第6号

○議 長 日程第6、意見書案第6号 「国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、遠藤さん。

○1番遠藤議員 意見書案第6号 「国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

文科省は2007年より、全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に全国学力調査を行ってきました。全員参加で実施され、学校別の成績を開示する地方自治体が次々と現れたため、今日では、地方自治体間だけでなく、学校間の点数競争を引き起こしております。

全国学力調査の対策として、都道府県、さらには市レベルでも模擬試験を導入する自治体が激増し、2018年度には、全体の70%の都道府県が独自の学力調査を実施し、さらには85%の政令指定都市までもが独自のテストを行っており、子どもたちはテスト漬けの状態です。このような状況を受け、国連子どもの権利委員会は2019年2月、子どもにとってあまりにも競争的な日本の教育状況を改善するよう、日本政府に勧告しています。不登校や子どもの自殺が社会問題であるいま、国に求められているのは、早急に子どものストレス要因を取り除く努力なのではないでしょうか。

教員に関しても、ただでさえ過労死ラインを超える過重労働が問題視されている中で、

教員はテストの分析と対策に追われ、疲弊しています。

また、教員不足が社会問題となり、すべての教室、教科に教員を確保することさえできていない状況があります。一方で、毎年50億円を超える税金を大企業が実施する全国学力調査に費やし、各自治体でも数億円を超える予算が自治体テストに費やされていることには、矛盾を感じずにられません。

今年の全国学力調査は、新型コロナウイルスの感染者増加を受け中止になりました。全国学力調査の目的が「調査」であるならば、来年以降はサンプル調査で十分です。子どもや教員への深刻な影響を懸念し、全国学力調査を、全員参加の悉皆から抽出の調査に改めることを求めます。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要請することから、この意見書を提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案の理由といたします。

以上です。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第6号 「国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見書案第7号

○議 長 日程第7、意見書案第7号 「公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないこと」を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 意見書案第7号 「公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないこと」を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

平成30年の厚生労働省「過労死等防止対策白書」によれば、小・中・高・特別支援学校を含めた全ての学校の教職員の1日当たりの実勤務時間の平均は、通常時でさえ1日11時間17分、1カ月当たりの時間外勤務の平均は77時間44分であり、実に中学校教員の57.7%、小学校教員33.5%が過労死ラインを超えて働いていることを文科省も報告しています。

教員の労働環境は、子どもにとっての学習環境です。長時間過密労働の影響は教員だけにとどまらず、教育現場は「子どもと過ごす時間も十分にとれない」などの悲痛な声であふれていて、もはや子どもの学習権を保障できているとは言い難い状況です。教員がしっかりと子どもと向き合い、教育活動に専念できる抜本的な労働環境の改善と子どもの学習権を保障するための投資がいま、早急に求められています。

これに対して政府は令和元年12月、通常の勤務時間を延長し、かわりに夏休みなどの勤務時間を縮める1年単位の変形労働時間制を導入することができるよう「公立学校の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特例措置法」を一部改正しました。しかし、この法改正をめぐる国会審議で「教師の業務や勤務が縮減するわけではない」と文科大臣は明言しています。新学習指導要領への対応等で業務はむしろ増える傾向にあつて、教員の時間外労働はいっそう拡大しています。法改正は教員の負担を減らすのではなく、教員の日常の労働環境の抜本的な改善とは到底言えない内容です。さらに文科省は、時間外労働の上限を「月45時間、年360時間以内」とする「指針」を本制度導入の前提としましたが、小学校の約6割、中学校7割の教員が既にこの上限を超えて働いていて、制度導入の前提すら整っていません。

何よりこの制度が導入されれば、ゆとりを持って子どもと向き合い個々の成長や発達に寄り添うことが困難にならないかなど、懸念は尽きません。したがって、1年単位の変形労働時間制を導入するよりもまず、恒常的な時間外労働の解消こそ第一になすべきことと考え、次の事項を実現するよう強く求めることから、遠藤議員、安村議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第7号「公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないこと」を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

この際、午前10時45分まで休憩いたします。

午前10時34分 休憩

午前10時45分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 村政に関する一般質問

○議 長 日程第8、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づきまして質問させていただきたいというふうに思います。

まず最初に、人口減少に歯止めがかからない本村の実情に鑑み、地域コミュニティの再構築の必要性と対策について問いたいというふうに思っております。

農村行政区会館の老朽化に伴う今後の対応と市街地区の集会場の必要性についてであります。今後さらなる人口減少が見込まれる中、地域コミュニティの在り方については近々の課題であり、再考察しなければならない最終段階の時期だと考えております。特に農村地域行政活動については、農家戸数の減少により、より厳しい運営をされている行政区もごございます。また、市街地も偏在化が進み、決して例外ではありません。それらを踏まえて村長に質問させていただきます。

村は、昭和30年代前半、6,000人であった人口が昭和50年の国勢調査では3,700人余り、とりわけ農家戸数の減少による人口流出による地域再編への対応が余儀なくされ、昭和53年3月、更別村行政区設置条例が制定され、農村地区14地区、市街10区の24行政区と再編され、その後も一部廃止、新設行政区設置もありましたが、現状24行政区を維持しつつ今日に至っています。再編に当たり、農村行政区会館の整備も図られたわけですが、各会館の老朽化も進み、改修、補修、維持管理が厳しい状況になっているのが現状ではないでしょうか。更別村の地域コミュニティの維持、向上を図るためにも、再考察の時期が来ていると思います。農村地区はもちろんのこと、市街地区における対策においても各行政区での会議、集会、関係書類等については場当たりの対応を強いられているのが現状ではないでしょうか。何らかの改善対策が必要と思われませんが、それら課題につき村長の見解を求めます。

まず、農村地区行政懇談会などで多くの意見、要望が出ていますが、各行政区会館も築

40年となり、かなり老朽化が進み、維持管理が厳しさを増す中、今後の対応策について見解を求めたいというふうに思います。

次に、市街地区では専用会館はなく、対応に苦慮しているのが現状でございます。市街地区コミュニティ推進確保対策について所見を求めたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんのご質問、農村行政区会館の老朽化に伴う今後の対応と市街地区の集会場の必要性についてお答えをいたします。

第1点目の農村部における行政区会館の管理、対応策であります。農村部の行政区会館につきましては、昭和53年から更別区、更別東区等の建設に着手し、昭和55年までに13施設を設置、平成3年の協和区を最後として合計14施設になっております。建設費につきましては、床面積の規模により異なりますけれども、14施設の合計で約1億320万4,000円あります。

修繕の実績であります。ご質問のとおり、そのほとんどの施設は40年を経過しております。老朽化の状況にもよりますが、屋根、外壁、床などを修繕しております。平成元年から令和元年までの31年間、修繕費の14施設の合計は約5,536万4,000円となっております。1年あたりに換算しますと、年平均で179万円となっております。1施設当たりでは約13万円程度ということになっております。

なお、行政区会館の管理は、指定管理者制度によりまして委託契約をしておりますけれども、管理上に支障があった場合については行政区と役場担当課との協議により対応に努めているところであります。

今後の対応策でありますけれども、行政区会館を建て替える場合は多額の財政負担が生じることとなります。そのため、総合計画においては施設の長寿命化及び延命化の観点から、令和7年より改修費用を見込んでおまして、行政区ごとに老朽化状況の調査に基づき、改修、更新に着手する予定であります。今後も引き続き現在の施設を最大限に活用し、行政区との連携を図り、計画的かつ経済的な維持管理に努めたいと考えているところであります。

第2点目の市街地区コミュニティ推進確保対策であります。市街地区につきましては、行政区の専用会館はありませんけれども、総会や役員会、新年会等は社会福祉センター、農村環境改善センター、老人福祉センター等において開催をされております。令和元年度における当該公共施設の利用実績は、行政区のみの使用で延べ546人となっております。大変多くの方々に利用をしていただき、様々な課題の協議、人と人との交流がなされているということ認識をしているところであります。コミュニティ推進には、地域の交流、人と人の関わりが重要であると考えます。行政区、そして地域の中でスポーツ振興や文化、清掃活動、ボランティアやまちづくりなど、様々な活動による交流、コミュニティを推進することが村づくりの基本になると考えております。

今後につきましても、地域からの声に耳をしっかりと傾けて、ご意見、ご要望をいただ

きながら対応策を検討してまいりたいと考えております。コミュニティ活動を推進するため行政区との連携を図り、まちづくりの推進に努めてまいりますので、ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ただいまのご説明いただきましたけれども、要は問題となるべき課題は第6期更別村総合計画の中で96ページ、コミュニティ協働のまちづくりでのコミュニティ活動としての位置づけということへの検証だというふうに私は思っております。検証したいというふうに思っております。過年度より農村地区行政区会館指定管理体制における管理の困難さに多くの要望が実質出ているわけでございます。先般も行政区、いわゆる行政区割りも含めての必要性について見解を求めさせていただきました。それなりの検討はなされているというふうには存じておりますけれども、やはり課題解決に当たって、僕は2つの重要な要因があると思います。1つは、まずコンパクトシティーの樹立に向けた対応の必要性でございます。2つ目が地域コミュニティの再構築の必要性であります。これら具体的課題を整理することによって、以後村の執行予算編成等におけるメリットが発揮されるのではないのでしょうか。コミュニティ協働のまちづくりでの課題として、行政運営を進める上で住民の意見反映や参画が今まで以上に求められると明記されております。村の人口動向、地域ごとの人口動向などを踏まえ、適切な対応を図ることが協働のまちづくりの原点になるのではないのでしょうか。今後住民個々が孤立しないためにも、地域コミュニティの再構築は必要不可欠になってくるわけで、住みたい、住み続けたい、ともにつくりようみんなの夢大地実現のためにも、今村長の行政手腕が問われているというふうに思います。ぜひとも優先課題として村、農協、行政区連携の下、早急に協議を行っていただきたい。協働コミュニティ活動強化をボランティア、非営利法人ほど考える部分もございませんので、まずは地域コミュニティの再構築が優先されるべきではないのでしょうか。これの私の考え方について、いま一度村長の所見を求めたいというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さん、前回も行政区の再編についてご質問を何年か前に受けました。それについてもお答えをさせていただいて、その中にも地域コミュニティを大切にして、根幹から安村議員さんおっしゃっているのは、今改修とかということも表立ってはありますけれども、根本的に人口減少とか村づくりの今後の方向性を踏まえて、しっかりとそれをベースにして根幹を大事にしながら、ぶれることのない人口減少対策とか各行政区のコミュニティ、そういうようなものを再編等も含めてしっかりその部分を根幹に据えて考えてくださいということで、私は本当にごもつともだと思えますし、安村議員さんの質問は一貫した質問であるというふうに思っていますし、そのことを踏まえて、先ほど96ページ、97ページにあります第6期総のコミュニティ協働のまちづくりの中で掲げておりますけれども、取組の方向性と行政区会館の計画的な改修、維持管理ということでありましてけれども、基本は今の行政区の中での人々の触れ合いとか協働のまちづくりという観点でし

っかりと地域コミュニティを確立していくということが大事だというふうに思っていますし、私もそのとおりだと思います。やはり今後持続可能な村の運営等々を進めていくためにも、今ささえ愛さらべつさんとか、いろんな形でそういう地域コミュニティが起きていますし、一番の基盤はやっぱり各行政区で行政区長会議の中でも区長さんからもいろいろお話あります。懇談会の中では本当に会館の話は喫緊の課題で出ていますし、緊急の場合については速やかに対応するというので、今回もコロナ等の関係で予算計上させていただきましたけれども、安村議員さんご指摘のとおり、しっかりと今後のことを見据えて地域コミュニティを大切にしたい村づくりという観点から行政区会館の改修等計画ですね、それと村の予算の執行等にしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 今お答えいただいたのですけれども、やはり農村行政区会館の部分については、単に補修だ、改修だという部分では、もう済まない時期が目先に来ているという、まずご認識をいただきたいというふうに思っています。これは、先ほど申し上げましたけれども、単に行政区会館の問題だけではない。やっぱり地域コミュニティの在り方論の原則について取り組む事項であります。漠然と言い方をしているようでは、本当にここが重要でありまして、やっぱりこれから行政が指導する立場としての地域コミュニティ、どうあるべきなのか。せっかく更別村には更別村行政区域条例並びに更別村行政区運営規則がございます。これらを踏まえて、やはりこの目的の主たる部分についての内容については、住民福祉の増進を図るという大義名分がございます。まずは、ここをしっかりと捉えた中で物事を進めないと、各論、各論でばかり攻めてしまうと、やっぱり地域コミュニティが薄れてくる。基本的に、前回も私こういうコミュニティの話についてはしつこく質問させていただいている経過がございますけれども、やはりそれぞれの行政区の中で、まちの中では行政区へのいわゆる加入人口が極めて減少傾向にある。前にも申し上げましたけれども、行政区によっては63%台の加入率で収まっているところもある。これは、まさしく地域コミュニティの再構築をどう図るかという根幹をしっかりと踏まえた中の対策をしていただかなければ、これはもう抜本的に改善の余地がないわけです。ここを核として、やっぱり行政がそれなりの手当てをしていくという形に今していかないと、本当に先ほど言いましたけれども、地域コミュニティ、コンパクトシティ、これからやはりどうあるべきなのか、村の姿も含めて、やっぱりそれは重要な課題でありますので、早急に方向を僕は示すべきだと、それが親切だというふうに思っております。

確かに村長も言いましたけれども、前段40年も前の話ですから、1億何千万の会館の経費を計上しているということで、財政的につらいとありますけれども、これは現況の中の財政シミュレーションであって、今後20年、30年をpushした中でのやっぱり行政区の在り方も含めた総合的な対応の中で会館というものを考えていくと、決して僕はいわゆる償却年数を考えると膨大な金額になるというふうに判断はしていません。それよりも、やっぱ

り人が気軽に集える場所、コミュニティを發揮できる場所というのが僕はやっぱり必要ではないかなというふうに思っています。更別村の福祉センターもそうではないですか。老人の集いの場所の入ってすぐ左側に専用の会議室があるではないですか。それは、やっぱり高齢者対策の部分もあるでしょう。だけれども、やっぱり農村地区はなかなか距離もそれぞれにある、なかなか集まることもできないということを鑑みると、やはりそういう部分の建て替えも含めた対策は僕は早急にとるべきだというふうに思っております。

市街地におけるコミュニティについてでございますけれども、ちょっと私の見解と多少ずれるところがあるかもしれないので、申し訳ないのですけれども、今お答えいただいた、説明していただいたのとちょっと差があるのですけれども、私はあくまでもコミュニティって市街地におけるコミュニティ、いわゆるコミュニティって大きな枠で言いましたけれども、やはりあくまでもお答えいただいたように会館というか、そういうものを、施設を利用するだとかなんとかという問題ではなく、各行政区が会議等の実施に当たって、各10行政区ありますから、市街地、温度差はあると思います。行政区事業の推進における検討する場所がどうなのかという課題を私は今提起させていただいています。だから、冒頭でジブシー的なのか、場当たりのかという言い方をしてしまいましたけれども、やっぱりそれは毎年毎年行政区長さんをやる方にとっては僕は苦勞しているというふうに思います。私ごとで悪いですが、私の行政区もそうです。実際に何かあるときに、有事のときに役員会をやる、何かで集まるというときに非常に場所的な困難さが出てございます。そういう捉え方の中の考えをお聞きしたいという形でございます。決して専門的な会館を設置してくれということではなくて、やっぱりそういう市街地行政活動の一助として公共施設等の利用も含めて何か位置づけを明確にできない部分かなという要望も含めて今質問をさせていただいております。

いずれにしても、私はこれから人口減云々くんぬんという中でどうしても避けて通れない地域コミュニティについて、やっぱり僕はしっかりと早急にどういう形であろうが、行政区会館なんか特にそうです、農村地区の。やっぱり時限立法でいつまで、どういうふうな形でしていくのだという方向性を出すためにも今から真剣になって、先ほど言いましたけれども、やはり行政、行政区、農協も含めて、JAも含めて、それらの団体も含めての協働と、協議の中でやっぱりここまでにはしていきたいのだというものを出していかなければ、これはずらずらずらといつまでも先送りしてしまう。いつかどこかで行政区の再編も含めてやらなければならないわけですから、絶対やらなければならないときが来るわけです。そのためにも、やっぱり一定の方向づけを住民に示すという意味でも、それは検討していただきたい、早急に協議をしていただきたいという要望も含めてお願いしたいというふうに思っておりますけれども、何かあればご説明いただきたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 一番最初のところから、安村さんおっしゃるとおり、やはり私も更別村行政区条例等あるいは運営規則等に立ち返ってしっかり考えていかなければいけないというこ

とを思っています。条例の中では、民主的かつ能率的な行政運営を確保し、住民福祉、先ほども議員おっしゃっていましたが、増進に寄与するため、行政区を形成するのだと。その中でいろいろ再編とかいろいろありましたけれども、また行政区運営交付金等も支給をしながら、ご協力をいただきながらいろんな形でやっております。運営規則は、よりそこから中身に入っていて、村行政と住民の協働により住民の福祉の増進を図るため、住民自治活動の根幹を担う行政区活動の円滑な発展に資するため必要な事項を定めるというようなことを目的でうたっているわけですね。だから、安村議員さん何回もおっしゃっているのはごもっともだと思いますけれども、やっぱりその部分が行政としてもしっかり住民福祉の増進と自治活動、そして行政区活動の円滑な発展に資するということが根幹にあるのだよと。これが安村議員さんおっしゃるとおり、村のこれからの協働あるいはコミュニティ形成にしっかりといくのだ。決して個々の場当たりの改修あるいは補修にとどまらないのだよというようなことで、最初のご回答にも申し上げましたが、私もそうだというふうに思っています。

第6期総の事業計画、実施計画の個別事業案の中では、令和7年から8年、9年にかけて行政区会館等にしっかり取り組んでいきたいと思いますというようなことがあります。この中でも、やっぱり地域活動の拠点としてあるわけですから、その拠点を整備するのだということでもしっかりと位置づけをして、その観点で財政運営等をこれにしっかりと当てていく必要があるということと、やっぱり方向性をしっかりと出していくのだということでも議論をして掲載をしております。そういう点では、今後私も行政区再編の、一度ありましたけれども、再編の農村地区の部分はありましたけれども、これはもうずっと前村長さんからも議論をされてきているところだし、それ以前にもさかのぼってされてきています。単に再編成をどういうふうに進めるのかということと、地域割という単純なことではなくて、そこに住んでいらっしゃる住民の方、あるいはそれぞれのいろんな課題、地域が持つ課題ですね、それらを解決するためにどういう編成の在り方がふさわしいのかということも毎回議論されてきていますし、その延長線上に我々もしっかり考えていかなければならないと思います。地域コミュニティの育成と、そして行政区の再編、そして会館等の拠点となる部分をしっかりと見据えながら、やっぱり具体的に提案をしていかなければいけないというふうに考えています。

2つ目にありました市街地ですけれども、本当に工夫していただいて、10の行政区ありますけれども、福祉センターで花園町とか本町とか中央町、改善センターでは柏町、若葉、緑、老人福祉センターでは曙、上更別は上更別福祉館、新栄町は高校の会議室まで借りてやっていたらということも、錦町も村内の飲食店とかいろんなところ、やっぱりその部分も本当に工夫をしてやっていただいていますし、本当に総計で見ると546名の方ということで、それぞれのいろんな打合せもありますし、そういうことも必要になってくるのかなというようなことも考えております。今まちの中も先ほどコンパクトシティという関係もありましたし、今スーパーシティ構想もあります。その部分でどういうふうにな

ちの中をコミュニティがとれるように、あるいは人々が集うような形で今マナカもありますし、いろんな部分もできてきておりますので、その部分をどういうふうにご利用していくかということをやっぱりしっかりと見据えながら考えていかなければいけないのかなというふうなことを思っています。

総じて安村議員さんご指摘のとおり、根幹をしっかりと見詰めながら、ある程度の方向性を示しながら、しっかりやって取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、回答させていただきます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 それでは、第2問目に移らせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス対策での臨時休業、休校に伴う児童生徒の教育確保の対策について、教育長の所見、対応、方針について質問をさせていただきます。

今般新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時休校が6月1日の再開に向け、6月1日はもう過ぎましたけれども、もう再開してございますけれども、道教育委員会は5月26日付で留意点を示した通知をし、文部科学省は6月5日に小中学校の教科書のうち約2割を授業外で学ぶことができるとする通知がなされてございます。課題解決対策にはほど遠い内容というふうに私自身は感じてございます。子どもの学習習得に万全を期すべく対策について教育長の見解を求めたいというふうに思っております。

全国的新型コロナウイルス発生を受け、国民全体が社会的活動の制約を受ける中、学校休校における義務教育の遅延が非常に心配されます。当該お子様をお持ちのご家庭では、仕事も抱えながらの対応等大変ご苦労の多いことだというふうに存じてございます。先般教育委員会において確認させていただいた資料によりますと、4月20日から5月末を基準とした時点で休業日数、いわゆる休校日数、幼稚園、小中学校とも42日間のうち26日間となっております。休業日の登校日として7日間を確保したいという予定であるという附帯説明もいただいております。さらに、家庭学習課題の提供、健康確認電話、学校だより等による道の学習ホームページの周知等対策を講じているとの説明を受けたわけでございますが、やはり学習指導要領に基づく指導内容全体としての進捗達成が懸念されるわけでございます。この難局をどのように対応していくのか、児童生徒の学習習得対策がしっかり図られる体制づくりが必須であるというふうに思っております。諸課題の対応について、教育長の所見を求めたいというふうに思っております。

まず、今般の新型コロナウイルス対策の具体的学習指導方針が国、道から示されない中、令和2年度教育行政執行方針の達成が極めて厳しい状況ではないかと推測されますが、教育長はどのように対処されるのかお聞きしたいと思います。

次に、新年度早々から幼稚園、小中学校の臨時休校が長期化し、学習指導要領での停滞、未達成が懸念されます。学習習得等、教育の確保対策について教育長の見解を求めたいというふうに思います。よろしくお願いたします。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 安村議員の新型コロナウイルス対策での臨時休校、休業に伴う児童生徒の教育確保対応についてのご質問に対しお答え申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大を受けまして、北海道教育委員会教育長からの要請に基づき、昨年度は2月27日から春季休業開始日までの間、そして今年度につきましては4月20日から5月31日までの間を村内小中学校は臨時休業といたしました。また、臨時休校中は子どもたちの健康状態や家庭学習の状況等を確認するために道教委の通知に基づき、分散登校も実施しております。

まず、ご質問の1点目でございます。教育行政執行方針の達成についてですが、議員がおっしゃるとおり長期臨時休業により失われた授業時数を本来の取組の中で取り戻すことは非常に厳しいものと考えます。既に全国学力・学習状況調査や全国体力テストの本年度中止が決定され、結果分析による学習指導ができなくなりました。また、社会的、職業的な自立に向けたキャリア教育や学校における体育、保健授業の改善及び体力向上の取組などは、国、道から示された感染防止対策を講じながらの対応となるため、今後の取組に多くの不安材料を残すことは事実でございます。しかしながら、国の関係機関及び道教委からは臨時休業中、そして学校再開後の学習指導に係る対処方針、留意事項、方向性、取扱いなどの通知が日々更新されて具体化されております。北海道チャレンジテストを活用した継続的な検証改善サイクルの確立をはじめ、コミュニティ・スクールの活用、新体力テストによる体力、運動能力の向上、推進、外国語指導教諭による授業力向上、スクールカウンセラーによる支援体制、特別支援教育支援員の体制強化、幼児教育、学校給食の推進、更別農業高等学校への支援など計画の見直しを図る部分を図り、影響を受けないように推進できるものと考えております。また、GIGAスクール構想に沿った環境整備は、国の方針変更によりまして全国の自治体で今年度に事業が集中することになったため、ネットワーク環境の構築や端末調達が遅延する可能性もありますが、教育事業が停滞しないよう調整を進めているところでございます。

2点目の教育の確保についてですが、前年度の未履修につきましては、小学校では各学年で15時間から44時間ありましたが、新年度に入りまして臨時休業前の登校日の中で全て終了しております。中学校につきましては、学年ごとに11時間から21時間あったところ、現在技術、家庭で4時間から5時間の未履修が残っております。これにつきましては、2学期に履修をする予定で計画をしております。なお、中学3年生については、学年末の行事を円滑に進めるため2月で全ての授業時数を終えております。今年度につきましては、臨時休業期間が42日間ありましたが、このうち本来登校するはずだった日が更別小学校で開校記念日による休業があり25日間、他校では26日間となっております。5月下旬に分散登校した日数を除きますと19日間もしくは20日間で、時数にすると小学校で学年ごとに80時間から109時間、中学校は各学年とも118時間の結果が生じているところでございます。しかしながら、各校とも不測の事態を想定して年度当初に数十時間の余剰数を設定しており、余剰数を除いた不足時間は小学校が学年によりゼロ時間から最大で28時間、中学校で

30時間から66時間という状況でございます。この不足分につきましては、学校行事の見直しあるいは長期休業の短縮等により児童生徒の負担に配慮しつつ確保できるよう計画の組み直しを進めております。幼稚園につきましては、時数ではなく週数が基準となります。本村では、教育課程編成書で本年度につきましては44週から45週を予定しております。学校教育法施行規則で定めます教育週数は39週を下ってはならないとされておりますけれども、現在では本規則の規定はクリアされる見込みとなっております。今後各行事において感染症対策の可否を考慮し、可能な行事については年度内に実施できるよう計画の見直しを図ってまいりたいと考えております。幼稚園、各学校とも教育要領あるいは学習指導要領で示された内容の全てについて子どもたちが身につけられ、学びが保障されるように各園、各校と連携を密にしながら対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 種々ご説明いただきました。

まず、表題にありました児童生徒の教育確保の対応についてという部分、まず主題で触れているのですけれども、心配されるのが新型コロナウイルス対策での臨時休校に伴う、いわゆる学科だとかそういう部分の対応についてはある程度、これから詳細について説明を求めますけれども、やっぱり長期の休みによる子どもたちの生活リズム、心のストレスの度合いなのです、併せて心配するのは、学校が再開されるということは本当に喜ばしいことです、子どもたちにとっても、何人かの子どもに数日前に会いまして話したら、学校楽しいよ、いいよと言っていました。これは、子どもたちが本音で言っていることですので、事実だと思います。やはり児童生徒にとって集団活動、生活、社会環境などの再構築をされるということは、本当に大変重要なことであると私も同感でございます。ただ、先ほど言いましたように学校が再開されたからといって、即教育論にすぐ行けるのかという部分の、やっぱりその橋渡しと申しますか、非常に子どもたちの心のケアというものが、これは児童一人一人の個性がありますので、先生方も十分気を配りながらやっていると申すのですけれども、それに基づく対応、いわゆる即学習に入るという、その子どもたちの休校中の生活、そして学校が再開されました。やっぱりその橋渡しと申しますか、この3段階というか横の連携が、その中の心のストレス、対応というのが非常に私は心配しています。先生方、頑張ってくれていると思いますけれども、やっぱり学校の環境に落ち着く、まして新入学1年生なんか特にそうですよね。すぐ始まって、すぐ休校になってしまうという部分もありますし、これはやっぱり十分電話連絡だとか、そういうことだけでなく、そういう部分のどういうふうに取り戻し、早急に対策をするのかという部分は、それらの取組については十分配慮願いたいというふうに、これは教育委員会としてしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っています。

また、GIGAスクールの構想については説明ありましたとおり、国の支援制度の中で進めますし、今回の補正予算の中でも説明ありましたので、これはもう年度年度かなり遅

れるというのは致し方ないというか、もうどうしようもならない事実ですので、残念ですが、これはもうそれらの導入に向けて努力していただくというほかないかなというふうに思っています。

ここまで遅れておりますので、当初の計画の執行方針の中でちょっと気がついた点、気になる点が、やっぱり外国語教育の教科化に対応するために外国語指導や教職員の研修充実を図るという内容があります。これ具体的にどういうふうな形になるかというのは、ちょっと心配な部分がございます。どういうふうに進めていくのか。やっぱり遅れという部分が心配されます。また、特別教育支援員の体制強化による支援計画達成のめど、これについてもやっぱりそれなりに遅れているという部分から考えると、それらの目標といえますか、十分発揮できるのかなという心配がございます。同じくコミュニティ・スクールの取組の対応もしかりでございます。

もう一つの最大の、最大といえますか、本年肝煎りで計画しましたグローバル教育の推進を図るための海外研修でございます。これは、いずれにしても計画の段階で来年1月から2月だという話の中で、当然予備の学習も含めて募集も含めてというと、もう何か月もない中でどうするかという部分の結論が求められると思います。それらを含めた中のやっぱり計画の見直しに当たり、児童生徒に影響がないよう推進するという総体的な教育長の説明でございますけれども、これは影響を受ける、受けない、出さない推進というのは本当に可能なのか。それは、極めてやっぱり厳しい。だから、その対処法について、今具体的には二、三項目言いましたけれども、本当に具体策を持って、私は明確に具体策を持って示すのが当然ではないかと思っておりますけれども、それらの考え方についてのご回答をいただければというふうに思っています。

また、2番目の関係でございますけれども、教育の確保対策についてご回答いただきました。令和2年度の未履修について、当初余剰数の設定があるということで、元年度の部分は2年度の余剰数で確保できたということでございますが、令和2年度の未履修については、最大で申し訳ないですけれども、小学校で最大28時間というご説明をいただき、また中学校では最大66時間とのご説明をいただきました。学校行事の見直し、長期休業の短縮等により教育時間を確保するとの回答をいただきましたが、単純計算で申し訳ないのですけれども、小学校1日当たり5時間の授業としたときに、最大マックスで6日間の日数が必要になる。中学校においては、これは11日間程度、6時間授業としたならば11日程度の学業日数の確保が必要となるというふうに、単純に私は思っています。確かにそれらを切り詰めて何とかやりくりしなければならぬのですけれども、やっぱりそこに児童生徒の日常的負担からすると、極めて厳しい状況があるのではないかというふうに思っていますけれども、その点の捉え方というか、その方針について、ある程度の方針策があればお示ししていただきたいというふうに思います。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 初めにありました生活リズム、心のケアという部分なのですが、私も

この部分については確かに重要な部分だと考えております。長期休業とはいいいながら、休みではなくて、要するに家にいて学習をなささいという状況の中で子どもたちが頑張ってきたと。その部分につきましては、これまでなかった子どもたちの生活リズムをつくりながらやってきた。これからは、従来の学校生活の中で従来のリズムを取り戻していくという部分につきましては、特に小学校に入ったばかりの子どもたちについては大変なことなのかなというふうに考えております。学校に対しましては、そういう形の従来の学校生活に早く慣れるための生活リズムをつくってもらえるように申し入れております。先日も学校のほうに行きまして、子どもたちの様子聞いてまいりましたが、特段長期休業によるいろいろな騒ぎだとか落ち着きだとかないという部分につきましては、特に見られないということもお聞きしましたので、5月の末から始まりました分散登校の中で本来登校に近い授業をしてもらえたところが今回このような6月からの学校再開に向けた取組につながっているのかなというふうに考えております。

次の各取組の状況なのですけれども、執行方針の中でいろいろ方針について説明をさせてもらいました。今回その方針についてどのような状況にあるかということは検証しております。その事業につきましては、まず達成が可能な事業、そして一部見直しが必要な事業、あるいは見通し不可、実施困難な事業ということでいろいろと検証してまいりましたが、学校教育につきましてはほとんどのものが一部見直しをかければ何とか実施できそうだというような見通しがございます。ただ、見通しができない、あるいは実施困難な部分につきましてはやはりありまして、例えば地域の方々に協力を求める教育の支援ということになりますと、外部者が入るということで、今後の状況を見ないとなかなか言えないのかなという部分があります。あと、更別農業高校の海外研修の件、これも状況を見なければ実施が困難なのかなというふうに考えております。

ただ、学校教育については、そのような何とか見直しをかけていけば実施できるのかなと思うのですが、社会教育の分野がやはりちょっと厳しいというようになっております。当然コミュニティ・スクールの関係も地域の方の協力が必要です。あと、中学生を対象と先ほどありましたけれども、海外研修の関係、これも早急に結論を出さなければいけないのかなというふうに考えております。あと、東松島市との交流事業、これも普通の日程ではちょっと厳しいのかなというふうに考えております。あるいは、本村は非常に活発に活動されております各スポーツ協会の様々な大会、これも今後の状況を見ながら進めていかなければならないということになりますので、執行方針で進めていきたいという方向を示させていただいた事業につきましては、今後さらに内容を検討していかなければならないのかなというふうに考えております。

2点目の履修に関わる部分です。確かに何とか遅れを取り戻すためにいろいろな取組をするということで検討しております。現在どのようなことで取り戻すかという部分につきましては、まず学校行事の見直し、そして長期休業の短縮、そしてサマータイムを使った授業時数をつくった中での時数確保、あるいは土曜授業ということで今後進めていか

なければならぬのかなというふうを考えております。現在、まず学校行事の見直しということで、例えば参観日の見直しですとか、あるいは実施ができなくなった授業、例えば校外学習ですとか外部講師の授業ですとか、それを本科の授業に充てる。あるいは体育祭、文化祭の関係の実施方法の再検討ということで時数確保するというような考えがあります。それと、もう一つ、長期休業の短縮ということで今考えております。長期休業につきましては、現在考えておりますのは、まず夏季休業につきましては、小学校につきましては9日間、中学校につきましては6日間の短縮を検討しております。ただ、9日間、6日間というのは土日、祝日も含まれますので、実質の登校日ということになりますと、小学校では5日間、中学校では2日間の登校をしていただくと。あと冬休みにつきましては、小学校では5日間、中学校では7日間の短縮を考えております。これも土日が含まれますので、実質小学校では3日の登校、中学校では5日の登校ということで考えております。これによりまして、学校行事の見直し、あるいは長期休業の短縮によりまして、この部分だけで何とか本来の余剰時数も含めた時数が確保できそうだということで現在考えております。いずれにしても、他町村では運動会、それから体育祭については既に7町が中止という方向で言うておりますけれども、本村につきましてはやはり子どもたちに対して思いづくりもあって何とか実施したいということで、形を変えた中で実施を進めていきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ある程度の具体策を示していただきました。本当に私としてもある程度心配はあるのですが、ある程度の方針が教育長から直接聞いたということは非常にありがたく思っています。ありがとうございます。

課題といいますか、新型コロナウイルス対策、これで終わったわけではなくて、今後も継続されると考えるべきが正しいのではないかというふうに思っています。特に秋に向けて第2波、第3波が来るのではないかとこの予測をしている学者もいらっしゃいます。いずれにしても、影響を直接受けるのは児童生徒であります。教育を受ける権利は当然のこと、義務教育としてのやっぱり最低限習得しなければならない学習というものを、ここはしっかりと図っていただきたいというふうに思っています。学習面だけではなくて、社会的学習も加えて身につけなければなりません。コミュニティ・スクールにおける地域社会、住民との関わり、説明を今いただきましたけれども、そして保護者の皆様との連携をしっかりと図りながら、情報の発信、重要なものの早急なる対策についての情報発信をお願いしたいと思います。本当に日々変化し、対応が強いられている中で大変な作業だと思いますけれども、これはやはりひいては児童生徒のためです。何とかその点、頑張ってくださいというふうに思っております。

もう一つ、児童生徒の話ばかりしましたがけれども、教育長が今説明いただきましたけれども、これ考えてみれば子どもたちの生活リズム、心のストレス、これは自宅学習という

部分が教育長と私の捉え方ちょっと違う部分あるのですけれども、自宅学習もやっているからしっかりやっているというのが100%言えるかということ、私もそうでしたから、ほとんど休みになってしまうと野山に出たいというのが、これが勉強したくない子どもの常でありまして、なかなか親の言うことは聞かないという形になりますけれども、その中で心のストレス、生活リズム、落ち着いていますという報告をいただきました。これについては、やっぱり担当の先生、担任の先生も含め、校長先生含め、本当にご尽力いただいているなと思って深く頭下がります。十分褒めてやってください、本当に。落ち着いているということは大切なことです。やっぱり学習もそれなりに早く進みます。これはもう本当に褒めて褒めて褒め殺しぐらい褒めてください。お願いします。

加えて、褒めるのはいいのですけれども、もう一つ大切なことがございます。やはり先生方の勤務の状況でございます、心配するのは。さきの意見書の中でも多少出ておりましたけれども、数回出ておりましたけれども、先生方の働き方改革の推進、対応の停滞であります、実際は。本当に親身になって教育を担っていただいている先生方の業務負担増、時間外労働、これについてはかなりのものがあるというふうに推測をしています。しかし、この案件につきましては、日を改めまして別途質問機会を設定させて頂きさせていただきます。それらの周知も含めて、いま一度教育長の部分、まだ決まらない部分もあるかもしれません。それぞれの中でそれぞれの対応、その中でしていかなければならないという部分あるかもしれませんけれども、やはりここは児童生徒を何とか基本的な学習を保つのだという強い意思の中で何か一言ございましたら補足説明いただければというふうに思っています。

○議 長 荻原教育長。

○教育長 初めに、学校の先生方に感謝の言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。学校も今回のコロナ対策、非常に苦勞しておりまして、子どもたち、健康カードというものを持って、家で検温して、それを朝学校に持って行って、先生が回収します。その回収する時間というのは、結構早い時間帯で始まりますので、その時間を先生方、勤務というよりも厚意という形で来てもらって協力してもらっているような状況です。当然今度子どもが帰ってから教室の消毒ということで、先生が手分けして二、三十分間、毎日しております。大変先生方が苦勞しております。

併せて、今更別小学校につきましては水飲み場、併せて手洗い場なのですけれども、それを分離して、今の水飲み場については手洗いにだけ使う場所、飲み水については水筒を持ってきて対応するというので、感染症対策に万全を期すというようなことで対応をしております。

併せて、このような状況の中でこれまでも進めてこられました学校の花壇の整備ですとか、地域の方が来られるのですけれども、これまでは終わった後、例えば高校生と一緒に遊ぶとかがあったのですけれども、今年につきましてはそういうのはできなくて、花の植え方を、方法を教えた後は帰られるというようなことで、あとはその後残ったもの

を子どもたちがやるということで、交流が全くできていないというような状況もございました。これは、学校祭についても同じです。地域の方と本来絶対に必要である関わりというのがなかなかとれなくなってきたというのが現状であります。

併せて、必要時数を確保するためにやる授業というのは主要科目5科目が中心になってやるものですから、非常に子どもたち疲れてしまうという話なのです。その中に音楽もなければ体育もないということで、主要科目を中心に時数が増えているということなものですから、非常に子どもたちが疲れているということで、先生方は心配しているところでもございます。ただ、そういうことがないように今後進めていかなければならないということもあります。先ほど言われましたとおり、子どもたちの生活のリズムを確保して、早くふだんの学校生活に慣れて、従来の授業に取り組めるように学校ともいろいろ連携しながら進めていきたいと思っております。

終わります。

○6番安村議員 終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議 長 引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて村長に質問をさせていただきます。

質問事項は、広報さらべつの在り方を問うであります。現在更別村側からの私たち村民への情報発信方法は、防災無線放送をはじめとして種々あり、協働の村づくりには案内、周知などは欠かせない大切なことでもあります。広報は、その中でも身近で、なおかつ生活に必要性の高いものと承知しているところでございます。ちなみに、広報の始まりは更別村経済確立運動協議会の機関紙として「さらべつ」が昭和31年1月に発行、その後昭和36年8月に広報さらべつ第1号として創刊され、今日令和2年5月で692号を数えるに至り、その間約59年、誌面もB5判からA4判に、印刷も黒1色から2色へと変わり、現在毎月10日、1,400部発行とのことであります。

さて、新たなる時代に向けて広報が住みよい更別村の暮らしに役立つ情報であることはもちろんですが、いつでも、どこでも、手軽に情報入手が可能な現在となりました。そこで、今回は時代と住民ニーズにマッチした広報さらべつの在り方について、村長にお伺いさせていただきますと存じます。

1、広報作成について、とりわけ住民との協働を重視するならば、もっと参加型で年代や男女でも関心事が異なるため、アイデアの提案、募集も手法の一つではないでしょうか。見やすさも考慮されているが、後半ページの「村からのお知らせ」は暮らしの中で大事な内容が多いと思われるので、情報を見逃さず、しっかり読み取れるよう、文字を大きくするなどの工夫が必要と考えられます。折り込みはがきなどでの要望や改善点の受け止め方、対応の発信はどのようにしているのでしょうか。

2つ目、広報の配布について、市街地と農村地区では以前から配布日の開きが生じる問題ですが、基本は同じ村民として享受できる方法論からすると全戸郵送など考えられますが、何か策があればお聞きしたいと存じます。着眼点を節約とエコからすれば、紙媒体を望む方とそれ以外のパソコンなどが情報源で選択するという新しい方法も考えられるのではないのでしょうか。

以上、質問といたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 小谷議員さんのご質問、広報さらべつの在り方を問うという質問に対しましてお答えを申し上げます。

第1点目の広報作成についてであります。小谷議員さんご質問のとおり、広報紙は昭和31年1月に創刊をされました。令和2年6月号では693号を迎え、村民の皆様には行政情報をはじめ、地域の様々な情報をお届けする重要なものと考えております。広報紙の作成に当たりますには、毎月上旬までに取材、写真撮影、記事等の作成、その後に校正を経て印刷会社へ入稿する手順になっております。毎月10日をめどに発行しているわけでありまして、

記事の内容につきましては、行政情報のほか、村民皆様から取材依頼を受けたものや行政区懇談会など様々な会議、行事やイベントなど、その時期に応じたテーマを絞り込み決定をしております。そのほか、広報紙に対するご意見や提案があった場合につきましては、その改善策も含めて努めているところであります。毎月の記事内容や情報量、限られたページ数とのバランスに苦慮しているところでありますけれども、今後ともより見やすい紙面となるよう文字の大きさや形、レイアウト、色彩につきましても検討を進めてまいりたいと考えております。

広聴はがきにつきましては、4月、7月、10月、1月に広報紙に添付し、ご意見、ご質問を受け付けておりますが、年間約20通程度のご意見等が寄せられています。その対応につきましては、様々な意見や個人情報もあるため、匿名ではなく氏名が記入されている場合に個別にその状況を確認し、解決に当たっております。また、その内容は広く周知することが必要と判断される場合につきましては、広報紙に掲載をしているところであります。

続いて、第2点目、広報の配布についてであります。広報紙の配布につきましては、10日を発行日としておりますが、ご指摘のとおり農村地区は郵送のため、市街地区と比較して届くのに1日程度の遅れが生じております。また、市街地区と農村地区の共通の課題と思われましても、広報紙等が行政区長へ届き、その後に班長さんから各世帯へ配布されるためにさらに遅れる場合もあるとお聞きをしています。これらのことを解決する方法として、ご提案のように全戸に郵送することも考えられますが、単純に郵送料のみの計算をしましたところ、世帯数1,200戸、郵便料が140円、配布回数が12回、追加配布6回として、年間302万4,000円程度の経費が必要となります。今後も行政区の皆様からご意見も伺いながら、この点については検討してまいりたいというふうに考えております。

また、現在は情報をより早く、どこでも確認できる方法として取り進められているのが

パソコン、スマートフォン、広報紙等が閲覧できるサービスの導入であります。近年の情報化社会に対応すべく、村のホームページのほか、北海道の広報まるごと検索くんのホームページ、それとホッカイドウィーブックスのサイトでは個人が無料で発行日に広報を閲覧することが可能になっております。引き続き情報発信を積極的に推進するため、SNSなどの様々な手法についても検討を進めたいと考えております。何よりも村民に身近な分かりやすい紙面にて情報を正確かつ迅速に届けられるよう努めてまいりたいというふうに考えております。ご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ただいまお答えをいただきまして、ありがとうございます。

広報さらべつの4月号には、村政執行方針の中で村長は住民に親しまれるまず広報づくり、そして住民と行政との間で情報を共有しながらまちづくりを進めることが必要、つまり分かりやすく親しまれる広報づくりに努めるとございます。まず、アイデアの提案、募集と私が申し上げましたのは、広報のよりよい作成のためにも、もっともっと興味を持っていただくためにも、自分たちの声の届くみんなの広報、この路線で今後も村と住民の双方向で持続性のあるものとしていかなければ意味がございません。

次に私は、例えば住民の皆さんが広報に対してのアンケートをとるなど、皆さんが何を求め、何に期待しているのかを時には広く問うてみる、伺ってみるのも一案かと思えますし、私たちも含めまして時代とその年代とのニーズのマッチングも大変必要と考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

広聴はがきの件につきましては、お答えいただきましたので、理解ができました。

次に、広報の配布についてももう少しお伺いさせていただきます。おっしゃるとおり、経費の面から見ましても、郵送となりますと大変難しいのは承知の上でお聞きしたところでございます。しかしながら、そもそも広報とは、当たり前ですが、広く報告する。つまり広く知らせる行為の意味があるわけですから、せっかく一生懸命に作成されているのも理解した上で、村としての役割、責任において一日でも早く配布されて、共通認識の基本から見ても皆さんの手元に届くことを願うものでございます。ゆえに、より早く広報を確認できる方法として、先ほどおっしゃっておられましたけれども、パソコン、スマートフォンなどで広報さらべつを村のホームページ内より閲覧が可能でありまして、大変うれしいことには5月号からはフルカラー版も目に飛び込んでくるという状況でございますので、大変なご苦勞をされているということは村民の皆様のために承知しているところでございます。このことは、とても簡単、そして早いサービスではあります。中には、こちらのみでも十分見ることができるといふふうにお考えの方もいらっしゃるかと思います。それもパソコン等を利用、使用されない住民の方からいたしますと、紙媒体を心待ちにしているということも明らかでございますので、だからこそ同じく享受できる方法としてお伺いしたいところでございます。お願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 小谷議員さん、最初に申されましたように、住民に親しまれる、そして情報の共有化を行政と住民が地域が一体となっていていかなければならないということを基本に、なおかつ興味を持って自分たちの声が届く双方向のそういう広報活動の在り方、情報の提供の在り方を考えていかなければならないということは、大変ごもっともだと思っております。また、そういうふうに心がけていかなければいけないというふうに思います。

広報、月1回ということで、4月、5月、3月は量が多いため2回というようなことで、折り込み等もありますし、市街地の企業さん、直接手渡しをしたり、農村地区への郵送等もあるわけですが、地区によっては当日か翌日に市街地は到着しますけれども、農村地区は農事組合長さんの会議等とか臨時会議のときに配布をするということもあるというふうにお聞きしているところであります。行政の責任としては、やはり速やかに我々が送付して届けるというのが一番の基本だというふうに思いますので、その辺の部分しっかり考えていかなければいけないということでもあります。

1番目のアンケートと、やっぱりそういうニーズをとって、広報紙の中身ですね、内容について本当に何を求めているのかというようなこととか、若い世代から今子育て世代もたくさん増えてきていますし、そういう方、他地域管内から移住されている方も増えております。そういう方とのニーズも把握するという意味では、アンケートとかそういうことがとても大事になってくると思いますし、この辺については検討させていただきたいというふうに思います。そのニーズ、それとマッチング等を含めまして、その内容についての充実もしっかり図っていききたいなというようなことを考えております。

2つ目は、迅速な情報発信というところでありますけれども、ホームページ等に掲載しておりますけれども、よくお話を伺うのは、通信環境が整っていないところ、あるいはパソコンの操作ができない人はホームページに出しても分からないのだぞと。特に織田さんからもこの間質問でもありましたように、役場の一体どこに行けばいいのか、どの情報ももらうためにはどうすればいいのかということで、あの時点でやっぱり早急に今回の給付金の関係も含めて、コロナ対策については窓口をちゃんと設けて、そこから各課にというようなこともありました。そういう点では、紙媒体も必要でありますけれども、通信環境もそういう環境にない方も含めて、やっぱりその届ける方法とか情報を伝達する手段をやっぱり考えていかないと、今の時代そういう形では大変お粗末な状況にはなっているのではないかなというようなことを思っています。早急にその部分については解決をしていきたいと思っておりますし、特に情報発信、情報網に関しては本当に喫緊の課題で、近々皆さん方にお諮りをしますけれども、高速通信網の整備ということで光回線を今本当に関係機関と鋭意努力しながら、毎日のように協議をしております。なるべく早くそういう部分を含めまして、防災無線もありますけれども、迅速にそういった通信網も含めて農村地区の整備が遅れているところがありますし、その部分を解決しながら、これは特に広報活動だけではなくて、遠隔医療、遠隔教育等をやっていくということで補正の中にも含まれて提

案をさせて可決をしていただきましたので、その部分をしっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。とにかく迅速で正確な情報発信をしっかりと進めるということです。本当に特に私が村長になってから言われていることは、情報発信が下手くそだというふうに言われています。なかなかその部分について伝わっていないところが多いよというように言われていますし、私はその辺すごく、まあ下手くそということでありませんけれども、いろんな手法をもっとやっぱり工夫をして、若者がこの間SNSの部分で答申をしまして、いろんな関係規約とかつくって、今検討中でありませんけれども、来年度からスタートできるように、その部分も使って情報発信、今検討もしております。速やかに対応していきたいと思えます。

3点目の配布ですね、これは本当に郵送も一つの、前もやっぱり外部委託とか郵送というのは行革等の検討がなされたときには出ているのです、議論として村の中で。そここのところは、金銭面、財政面と人の調整がうまくいかないというようなことで、それが理由となって実施をされておられませんけれども、その部分を含めてしっかり考えていかなければいけないのかなというようなことを思っています。配布物が遅れて、例えば至急とか普通便あるいは本当に迅速に回してくださいと回覧板、班長の方とかおられますけれども、そういうような部分をしっかり伝達、配布ができるように今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 3番、小谷さん。

○3番小谷議員 ただいま村長からの大変力強く前向きなお答えをいただいたところでございますし、大変期待もしているわけでございます。

配布の件で申しますと、本当に1か月、2か月と大変時間が空いてしまうものでございまして、その公区によっての成り立ちといいますか、配布の方法があるようにも伺っております。だからといって強く、配りなさいとか、なかなか言いづらい面はお互いあると思うのです。2か月ぐらい遅れてしまいましたときには、中に書いてあることは了解できるものの、いろんな行事とか集いですね、健診等もございませんけれども、終わってしまっておりまして、だんだんと仕方がないのだよなということで受け止めておられる方。先ほど村長もお話の中で通信網の整備、それとパソコン等を全く日常的に使われない方もいらっしゃるわけですから、情報難民と言ったらおかしいのですけれども、そういうことがあってはならないと感じているところでございます。

関連なのでございませんけれども、テレビ等では地デジ広報サービスというのが宣伝されておまして、某局ですね。十勝では8か所ほどあるように見られます。更別では、名前がたしかなかったと思えますけれども、どうして見られないのかと単純に失礼ながら思っている方もいらっしゃると思えますので、何か分かることがあればお答えをいただきたいところでございます。

それと、新聞等では広報配信アプリというものもございまして、マチイロと呼ばれている

ようです。どのように更別村としてのスタンスといたしますか、先ほど来から様々な無料で広報を見ることが出来ますというお話もございましたので、これはご存じでありましたらば、どのようにお考えかということでお聞きしたいと存じます。

総じて広報さらべつは、何のために誰のために情報発信するのかということでございますから、共有することの必要性、これが必要であるからこそ作成する側の村と受け取る側の私たちが双方向でありますように、情報が行き渡らないということがないように期待も込めまして質問したところでございます。

最後にもう一つだけ、防災無線等によりましても様々なお知らせが発信されております。聞き逃すという方もおられますし、先日の村長の放送も聞きたかったという方もおられまして、パソコンのほうで見ることが出来ますよとお話ししたところであります。この広く知らせるという意味で考えてみますれば、他の自治体ではそれをスマートフォン等で見ることが出来るというお話も聞いたことがございまして、そのあたりはどのようにお考えなのか、最後にお聞きしたいと存じます。

○議 長 西山村長。

○村 長 何点かありました。1つ目、やっぱり広報の中で遅れてはいけないものもあります。締切りがあるのもありますし、本当にそういう点では特に住民の命と暮らしに関わる場所、健診とか医療関係、福祉関係のお知らせについては、これは遅滞なく、広報だけではなくて防災無線、あるいは折り込みチラシ等によってしっかりと伝達をしていく、あるいは中にはそういう形でご苦労をされている方もいらっしゃると思いますので、常日頃言っているのは、例えばそういう方には保健福祉課から直接出向いて訪問をしてお知らせをするというようなことも、様子も情報も聞きながらということもやっぱりしっかりやっぴかないとだめなのではないかなと考えています。そういう点では、しっかりとそういう期限、あるいは本当にいろんな住民生活に関わる保健、福祉、医療の関係の部分については遅滞なく、そして漏れなく伝わるようにしっかりと考えていかなければいけないかなというふうに思っています。

あとテレビですね、これは地デジで、局名は言えませんが、ここをクリックするとそれぞれの町村の情報を取られますよ。最近十勝管内、今までなかったですけども、増えてきましたね。私も広報関係とかいろんな課に聞いたところ、今はコロナ関係では情報発信しようとするれば無料でできるというような話は聞いております。ただ、そこに登録してということになるとやっぱり契約になるということで、そのことももう今視野に入れてもいいのかなというようなことも考えておりますけれども、幾らかの、正確な金額は言えませんから、二、三十万というふうなお話を伺ってもいますけれども、そういう契約をしながら各テレビ局と契約を結んで、まちの情報発信をしていくということで、これは積極的にやられているところはありますので、その辺の部分、テレビを見ながら情報が把握できるということは非常にいいことだというふうに思っていますので、また近隣の町村等の事情、様子も聞きながら、また放送局と地デジ関係を問い合わせながら対応していき

いというふうに思います。

根本は、小谷議員さんおっしゃったように、広報広聴の在り方がやっぱり住民の方と情報を共有して広く意見を聴きながら、それを村政に生かしていくということが基本になって、それがあっての広報広聴であるというふうに考えておりますので、そこら辺の目的をしっかりと踏まえながらやっていきたいというふうに思っております。

あと防災無線の関係です。今回は、夕方のチャイムを50周年のテーマソングに変えさせていただきました。4月の末の時点で本当にみんな疲弊をして不安に思っている村民の皆さんを幾らかでも力づけようということで、自ら私が放送に立ちまして、村民の皆さんへ訴えをさせていただきました。そして、チャイムを変えますよというようなことで、今6時のチャイム流れていますけれども、同時に聞き逃されたというか、本当は皆さん方に問いかけて、聞いていないよと、聞きたかったなというようなありがたいお話も伺ったのですけれども、ホームページのほうにもしっかりとその文章と、そして私からのメッセージをYouTube、あるいは村のホームページ含めて、今330ぐらいの視聴があったのかな、というふうなことがあります。それと、矢島さんに作曲していただいた「ぼくらの旅は、おわらない」という50周年に創られたテーマソング、未来に向かってしっかりと我々は立ち止まることなく歩み進めようという、そういう歌詞のついたCDを流しております。そういう中で、反響も大きいわけですが、防災無線等を聞き逃された方について、何らかの形でホームページに載せたり、そういうことも含めて考えていかなければいけないのかなというふうなことを思っています。

総じて本当に最近コロナ感染症等で、私も先日内閣府とズームを使った北海道さんとも会議、道総研さんとも会議をしました。今は、そういう時代に入っておりますので、やはり行けなくても即座に情報交換をしたり、そういうことが今重要になってきています。教育長はですね、本当にテレビ会議、頻繁に行われていますし、それを受けて対策会議から対策本部会議を立ち上げて、現在まで10回の会議を重ねておりますけれども、それを全て集約しながら会議対応策を検討しているところであります。そういった部分もしっかりホームページに載せております。その部分含めて、村民の皆さんも今だからこそ情報発信をしっかりしていくことと、そういう環境整備にしっかりと努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○3番小谷議員 ありがとうございました。

○議長 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎日程第9 閉会中の所管事務調査の件

○議長 長 日程第9、閉会中の所管事務調査について、産業文教常任委員会は農作物の作況について、議会運営委員会は議会運営について、議長の諮問に関する事項について、議会広報について、それぞれ閉会中の所管事務調査として調査したい旨、各委員長より申

出があります。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の議決

○議 長 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議 長 これにて令和2年第2回更別村議会定例会を閉会いたします。

(午後 0時12分閉会)